

## 「The・おおいた」ロゴマーク使用規則

### （趣 旨）

第1条 この規則は、「The・おおいた」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し必要な事項を定めるものであり、県は使用者が本規則を遵守することを条件として、ロゴマークの使用を許可するものとする。

### （ロゴマークの位置づけ）

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、県が推進する「The・おおいた」ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進するという意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではない。

### （使用の範囲）

第3条 ロゴマークは次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- 1 大分県産農林水産物で別表1に定めるもの。
- 2 加工品で別表2に定めるもの。
- 3 地方公共団体、農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で大分県産品を広く広報宣伝する効果が認められるもの。

### （申 請）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、県に使用許可申請をしなければならない。

- 2 前項の使用許可申請は、前条第1号については使用申請書（第1号様式の1）、2号については使用申請書（第1号様式の2）、3号については使用申請書（第1号様式の3）を提出するものとする。
- 3 当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を添付し提出するものとする。

### （許 可）

第5条 県は、第4条の申請があった場合はこれを審査し、ロゴマークの使用を許可するものとする。

- 2 前項の使用を許可したときは、使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

### （使用許可の期間）

第6条 前条の使用許可の期間は、第3条1号、2号については当該年度限りとし、3号についてはイベント等の実施期間とする。

### （使用者の責務）

第7条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 許可された用途のみに使用すること。
- 2 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- 3 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- 4 第三者認証物については、ロゴマーク単独での使用は認めず、第三者認証マークと併記すること。

(取 消)

第8条 ロゴ使用の許可を受けた者の使用内容が、申請内容と異なる場合や不当と判断される場合は、県はその使用許可を取り消すことができる。

(損害に対する責任)

第9条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなければならない。

附 則 この規定は平成19年6月21日から施行する

平成19年8月20日改正

平成22年4月30日改正

平成22年6月10日改正

別表1 農林水産物

対象品目	要件	申請者
農林水産部振興品目	各号のいずれかに該当すること 1. 戦略品目等であること 2. ブランドチャレンジ計画もしくは同等の目標を有していること ① 県域基準 ② 戦略目標基準 ③ 安心・安全基準 ④ 品質管理基準 3. その他知事が必要と認める事項	生産者、団体
第三者認証産物	1. 認証基準に基づき第三者機関により認証されていること 具体例) 有機JAS、J-GAP、e-naおおいた 等 2. その他知事が必要と認める事項	生産者、団体

別表2 加工品

対象品目	要件	申請者
加工品	1. 各号の全てに該当すること 1) 上記別表1に規定する農林水産物を主原料とすること 2) 原則として大分県内で加工・製造されたもの 3) 原材料仕入れ過程が明確で、製造過程の品質管理体制が確保されていること 4) 消費者や取引先等からの商品に対する問い合わせやクレーム等の窓口が設置されていること 5) 上記内容について、情報の公開および資料の提出が可能であること 2. その他知事が特に必要と認めた場合	加工事業者、団体